

「岡山県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）」素案に意見表明

～自転車の事故を補償する保険に関する啓発活動などについて要望～

日本損害保険協会岡山損保会（会長：中島 健・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 岡山支店 支店長）は、岡山県が2023年11月21日から12月20日の間に実施した「岡山県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）」素案に関するパブリック・コメント（意見募集）に対し、意見表明を行いました。

本条例は、自転車の安全で適正な利用の促進及び自転車損害賠償責任保険等への加入の義務化などを内容としており、目的および基本理念は以下のとおりです。

＜「岡山県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）」素案の概要＞

1 目的

基本理念を定め、県・自転車利用者の責務と県民・事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本事項及び自転車損害賠償責任保険等への加入等について定めることにより、自転車の交通事故防止及び被害者の保護を図り、もって県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 基本理念

自転車の安全で適正な利用の促進は、交通事故のない安全で安心な社会づくりに資するものであるという認識のもとに行われなければならない。

これに対し、岡山損保会では、以下のとおり意見表明を行っています。

＜「岡山県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）」素案への意見表明＞

第6条

自転車事故は道路だけで発生しないので、「他の歩行者及び車両が共に道路を安全に通行することができるよう」から「道路を」を削除して、道路以外の公園や駐車場などでも安全に運行するよう、自転車利用者に配慮させてはどうでしょうか。

第9条

日常生活で自転車を利用して起きた事故と事業活動で自転車を利用して起きた事故では、それぞれ補償される保険が異なります。県民等への啓発の際には、保険の種類や補償範囲などについても付言いただければ幸いです。

当支部では、今後も行政や関係機関と協力し、地域の安全・安心に資する取り組みを推進します。